



2026年9月14日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

アテネ債券／SMTAMグローバル経済コア戦略ファンド2026-09
(愛称:はじめてプラス2026-09)
条件決定に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび『アテネ債券／SMTAMグローバル経済コア戦略ファンド2026-09(愛称:はじめてプラス2026-09)』(以下、「当ファンド」と言います。)につきまして、投資対象であるアテネ債券の発行条件が決定いたしましたので、各項目について以下の通りお知らせいたします。

皆様におかれましては、本件につきましてご理解賜りますとともに、今後とも当社ファンドをご愛顧いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

【利金(固定クーポン)】

1年目	2年目以降
1.44%(年率)	1.34%(年率)

※上記は、当ファンドが投資対象とするアテネ債券の固定クーポンを示したものであり、当ファンドの分配金の水準を示すものではありません。

【実績連動クーポンの連動率】

100%

【信託報酬率】

2026年9月14日以降の信託報酬率は、下表の通りとなります。

信託報酬率	配分		
	委託会社	販売会社	受託会社
年率0.66% (税抜0.6%)	年率0.3025% (税抜0.275%)	年率0.3025% (税抜0.275%)	年率0.055% (税抜0.05%)

※当ファンドの信託報酬率に関する詳細は、目論見書または次ページをご確認ください。

(ご参考) 運用管理費用(信託報酬)について【交付目論見書 15ページ】

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額(当初申込期間は1口につき1円)に 1.65%(税抜1.5%)を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。	
	購入時手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。詳しくは販売会社にお問い合わせください。	
信託財産留保額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用(信託報酬)	運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下の通りです。 信託期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産から支払われます。	
	元本総額に対して 年率0.66%(税抜0.6%)以内* を乗じて得た額 信託報酬=運用期間中の元本×信託報酬率	
	支払先毎の配分は以下の通りです。	
	支払先	内訳
	委託会社	年率0.3025%(税抜0.275%)以内* 委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率0.3025%(税抜0.275%)以内*	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率0.055%(税抜0.05%) 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
戦略指数に関する費用等	*2026年9月7日現在、 合計 年率0.66%(税抜0.6%) 、委託会社 年率0.3025%(税抜0.275%)、販売会社 年率0.3025%(税抜0.275%)です。 なお、アテネ債券の条件決定後の当該料率及びその配分については、委託会社が発行条件を勧告のうえ決定し、その内容を委託会社のホームページ(https://www.smtam.jp/)で公表します。	
	ファンドの主要投資対象であるアテネ債券の満期償還時における実績連動クーポンは、SMTAMグローバル経済コア戦略VT4.5指数の収益率等を参照して決定されます。同指数のリターン(損益)は、各資産の構成比率とそれぞれの収益率を合成し複製コスト、取引コスト及び戦略控除率等を控除して算出されます。	
	・複製コスト及び取引コストの試算 合計で年率0.16%~0.4%程度(2016年5月末から2026年5月末における年間相当コストの最大値と最小値、UBS証券による試算) 上記は、過去の構成資産の指数の変動率等を基に試算した結果であり、市場環境等によっては試算の最大値を超過する場合があります。また、各コストは変更される場合があります。	
	・戦略控除率:年率1.0% 戦略指数に乘じる連動率等を実現するために必要なものとして、戦略指数の計算ルールにおいて定めるコストです。	
	※上記は、2026年7月24日現在、委託会社が知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。	
その他の費用・手数料	有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等をその都度、監査費用等を日々、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。	
	・有価証券の売買・保管に係る費用:有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料 ・信託事務に係る諸費用:投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息等 ・監査費用:監査法人に支払うファンドの監査に係る費用	

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。